



PTC ソフトウェア製品 トレーニング及び教育用向けライセンス基盤文書

本書の対象範囲

本書は、PTC のトレーニング及び教育用の各許諾製品に関するライセンス基盤及びライセンス制限を定めている。大半の場合、本書はお客様が PTC から許諾を得たソフトウェアの使用に適用される法定文書の一部を構成する（併せて「ライセンス契約」という）。本書と、お客様によるライセンス購入の根拠となった PTC の見積書／製品スケジュール（以下「見積書／製品スケジュール」という。）との間に不一致がある場合は、見積書／製品スケジュールが優先するものとする。例えば、本書ではある製品がある特定の方法で使用許諾されるとされている場合であっても、見積書／製品スケジュールに記載された製品名に異なる使用許諾基準が指定されている場合は、見積書／製品スケジュールが優先するものとする。PTC は随時本書を更新することができるが、お客様による各購入には、購入時点で有効な本書の最新バージョンが適用されるものとする。

トレーニング製品

PTC University Learn オンラインサブスクリプション

- PTC University Learn ライセンスは、登録ユーザー（Named User と呼ばれる）を基準として使用許諾される。すなわち、パスワード制限のされた一名の個人のみが使用できる。パスワードの共有は許可されない。
- ライセンスは、次の場合を除き、再度割り当てることはできない。(i) 各契約年の終了時、又は、(ii) 登録ユーザーがお客様に雇用されなくなった場合若しくは PTC ソフトウェアを必要としない役割に異動した場合。
- PTC University は、いつでも、Learn 製品のコースを追加、削除、及び変更する権利を有する。
- Learn ライセンスは自動更新されるサブスクリプションライセンスであり、年間費用が前払請求される。

PTC University Enterprise LEARN サブスクリプション

- PTC University Enterprise LEARN サブスクリプションは、見積書／サービススケジュールにおいてお客様に関連付けられたカスタマー番号（又は複数のカスタマー番号）が PTC eSupport アカウントに指定されているすべてのユーザーに利用できる。
- PTC は、登録状況を契約開始日から 3 か月ごとに監視する（かかる 3 か月ごとの期間は、それぞれ契約四半期とする）。
- 各契約四半期において、お客様が四半期ごとの登録数の上限に達した場合、お客様は、追加登録数分のライセンスを追加購入するか、その契約四半期の四半期ごとの登録数の上限を維持するために登録が制限されるかのいずれかを要求される。
- 未使用の四半期登録は、当該契約四半期の期間終了時に失効し（すなわち、次の契約四半期に繰り越すことはできない）、返金又は他の契約若しくはアカウントへの移行はできない。
- PTC は、Learn 製品のコースをいつでも追加、削除、変更する権利を有する。
- Enterprise LEARN は自動更新のサブスクリプションライセンスであり、毎年前払いで請求される。



教育用／インターン用製品

以下のライセンス製品は、教育目的のみに使用することができ、別の用途での許諾製品の使用、とりわけ商業若しくは生産目的又はお客様の正規職員による使用は禁止されるものとし、ライセンス契約の条件の違反とみなされる。

教育用／アカデミック用ライセンス

お客様は、許諾製品が「University」、「Professor's Edition/Version（教員版／教員バージョン）」、「Academic Edition/Version（学術版／学術バージョン）」、「Classroom（クラスルーム）」又は「Student（学生）」と称される場合、又は名称がアカデミック又は教育の用途として表示されている場合、教育機関に在籍又は雇用されているものとし、当該許諾製品の使用を教育目的に限定しなければならない。仮にお客様が上記の条件に当てはまらない場合には、ライセンス契約に基づいた権利を一切有しないものとする。一例として、教育機関の施設又は教育機関の名前を使用しただけの利益研究又は資金援助付き教育研究については、「教育目的」には該当せず、それらの目的による教育ソフトウェアの使用は、ライセンス契約の条件に違反するものとみなされる。

研究用ライセンス

許諾製品が「Research（研究用）」と称される場合、ライセンス契約のいかなる矛盾する規定にも拘らず、お客様は、高等教育機関、大学、大学付属の研究機関、大学病院に限られ、研究目的のみに許諾製品を使用することができる。いかなる場合においても、許諾製品は商用目的に使用されてはならない。前述の商用目的には、研究から生じる知的財産権の売却や許諾製品を使用した再販目的のトレーニング資料が含まれるが、これらに限られない。

インターン用／実習生用ライセンス

お客様は、許諾製品が“Intern”又は“Apprentice”と称される場合、又は名称がインターン又は実習生の用途として表示されている場合、当該許諾製品の使用をお客様のインターン又は実習生の研修に限定しなければならない（例：学修過程にしながら学習分野の経験を積むためにお客様の下で従事している臨時的従業員）。当該研修は、お客様の従業員によって行わなければならないが、第三者の従業員によって行ってはならない。

例	教育用 ライセンス	研究用 ライセン ス	インターン 用 ライセンス	商用 ライセンス
K-12 スクール、学部生 クラス(*)	X			
K-12 プログラムに参加している学生又は大学生(*)	X			
大学院生の研究プロジェクト（資金援助なし）	X			
カリキュラム開発（内部使用のみ）	X			
大学院生の研究プロジェクト（資金援助あり又は IP 発生あり）		X		
研究結果のオープンソースプラットフォームへの公開		X		
大学付属の研究ラボ又は研究所		X		

大学院生のプロジェクト（資金援助及び成果物あり、ただし IP は大学に帰属）		X		
カリキュラム開発（オープンソースで共有）		X		
非営利教育機関又はコンソーシアム		X		
大学病院			X	
営利企業が従業員を使って学部生又は大学院生のインターンを訓練する			X	
営利企業がインターンを使って商用 IP を開発させる				X
国立研究所				X
スタートアップ時の営利企業				X
個人のコンサルティング				X

(*) K-12 が適用されない国の場合は、初等教育若しくは中等教育を意味する。